

佐倉市における子育て支援の 取り組み状況について

平成26年5月26日 第1回佐倉市子育て支援推進委員会
佐倉市健康こども部子育て支援課

■ 目次

1. 子育て支援とは
2. 佐倉市の現状と課題
3. 佐倉市の取り組み
4. 今後の方向性

1. 子育て支援とは (関連する法律)

○児童福祉法

第1条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

② すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

○次世代育成支援対策推進法

第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、

(中略) もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

○子ども・子育て支援法

第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育しているものに必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

なぜ今「子育て支援」なのか？

- 少子化・核家族化といった社会の変化
- 女性の就業率の高まり
- 保護者の就労形態の多様化
- 社会経済情勢の変化



子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化している。

この解決には？

児童福祉だけでなく、保健・教育・労働・環境・住宅・道路など多岐にわたる分野のとりくみが必要

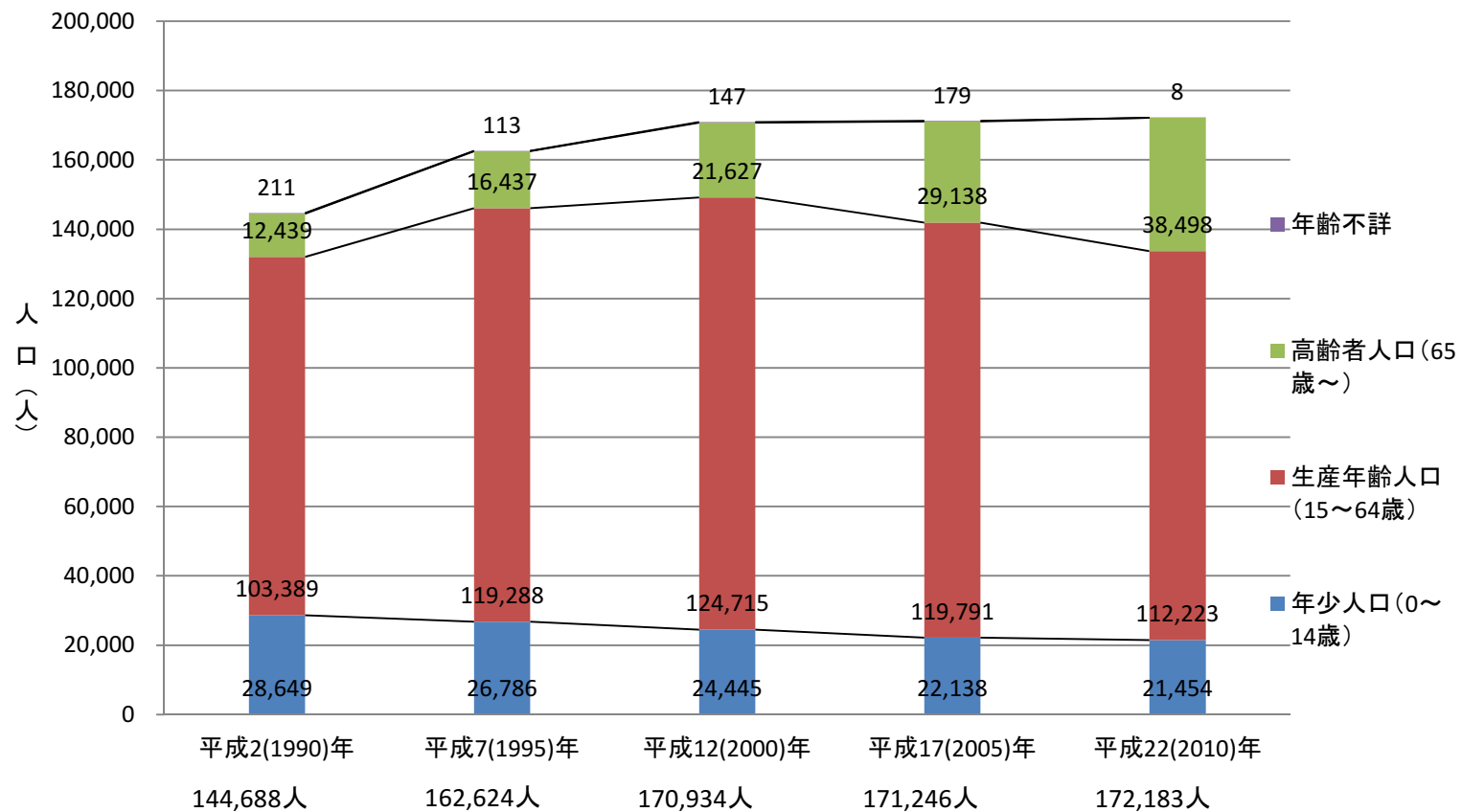


関係各部門が連携し社会全体で子育てを支援
(子ども・子育て支援法第2条)

2. 佐倉市の現状と課題

①人口の推移

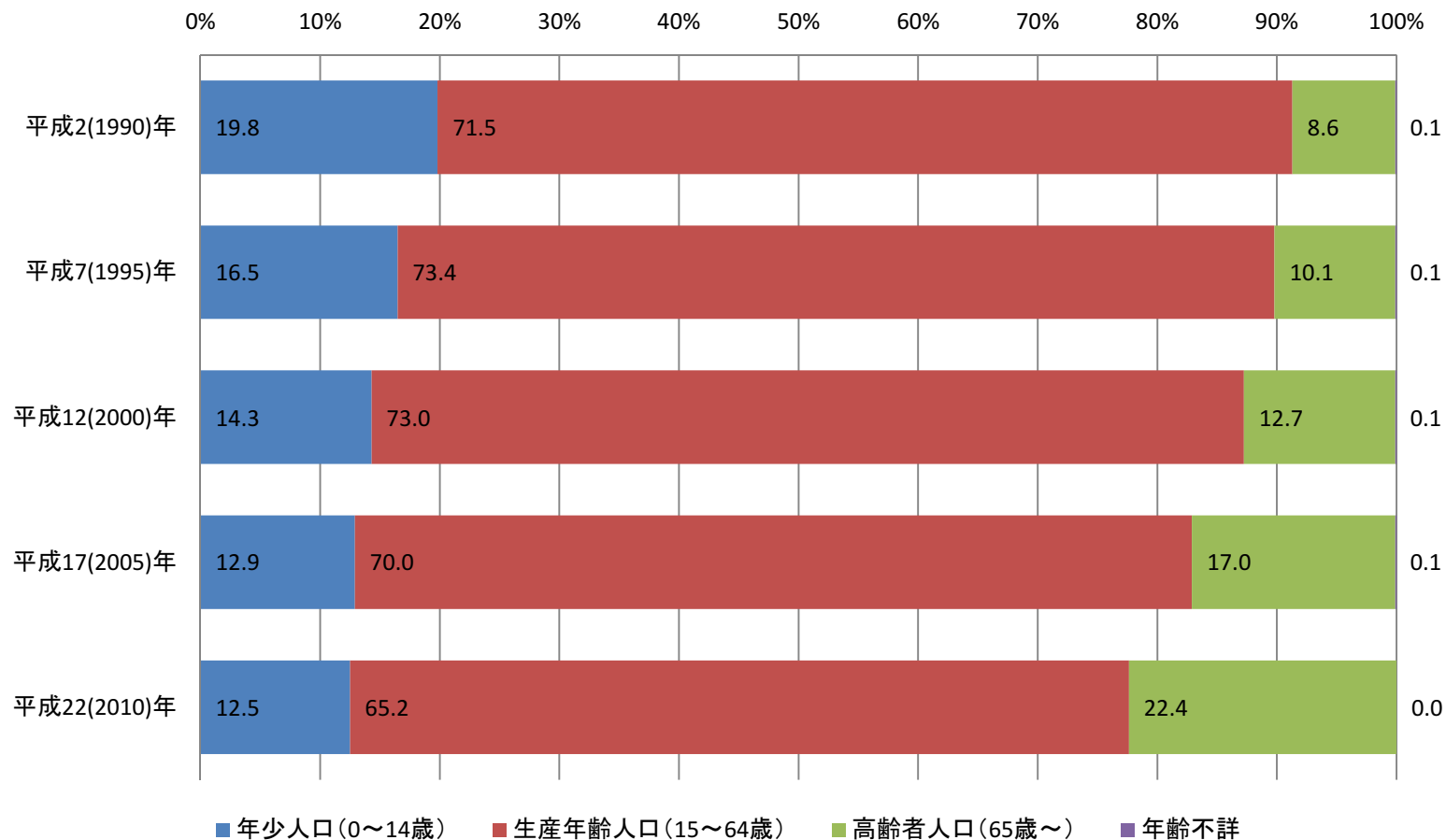
佐倉市の年齢別(3区分)人口の推移



資料: 国勢調査

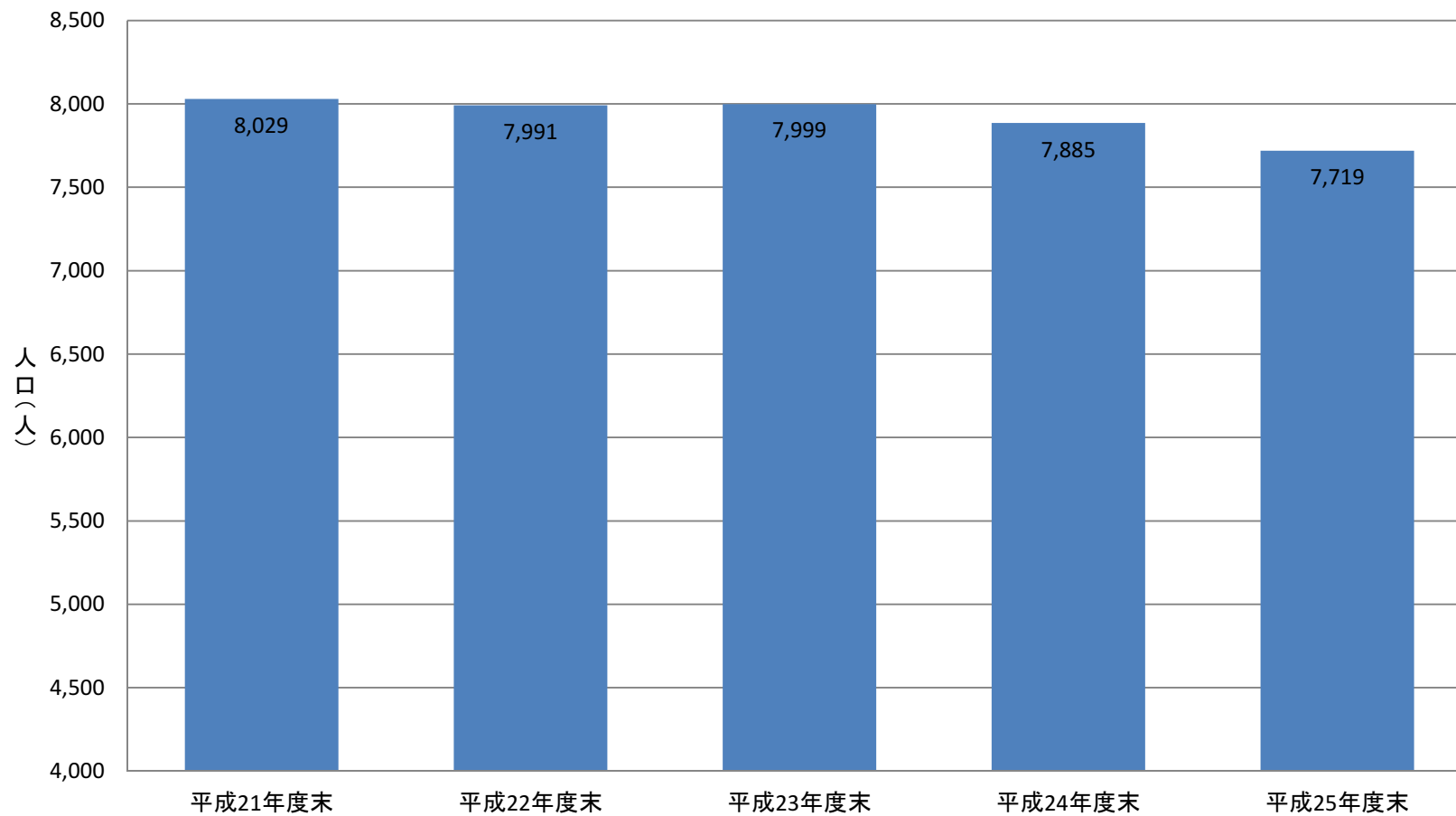
②年齢別人口割合

佐倉市の年齢別(3区分)人口割合の推移



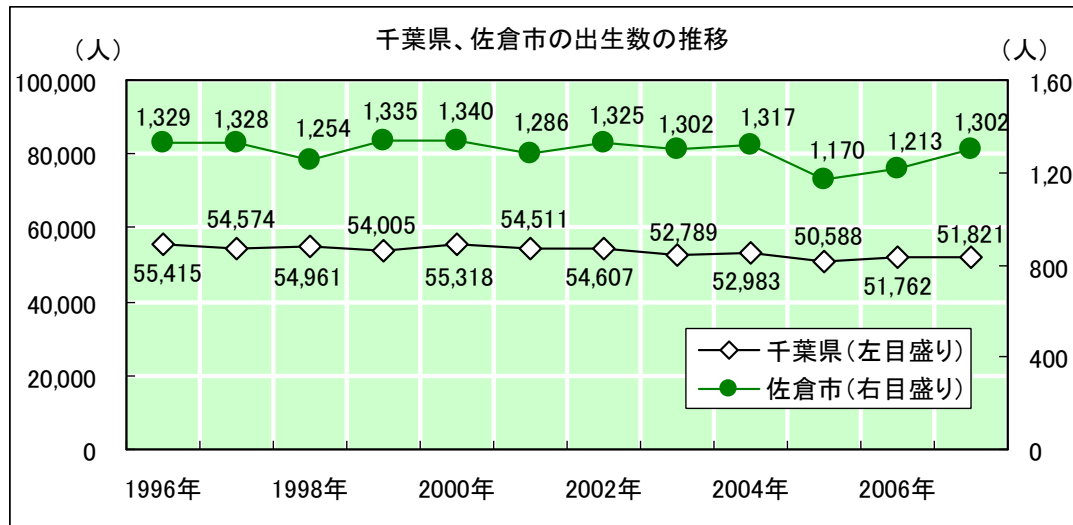
資料:国勢調査

③就学前人口(0-5歳)の推移

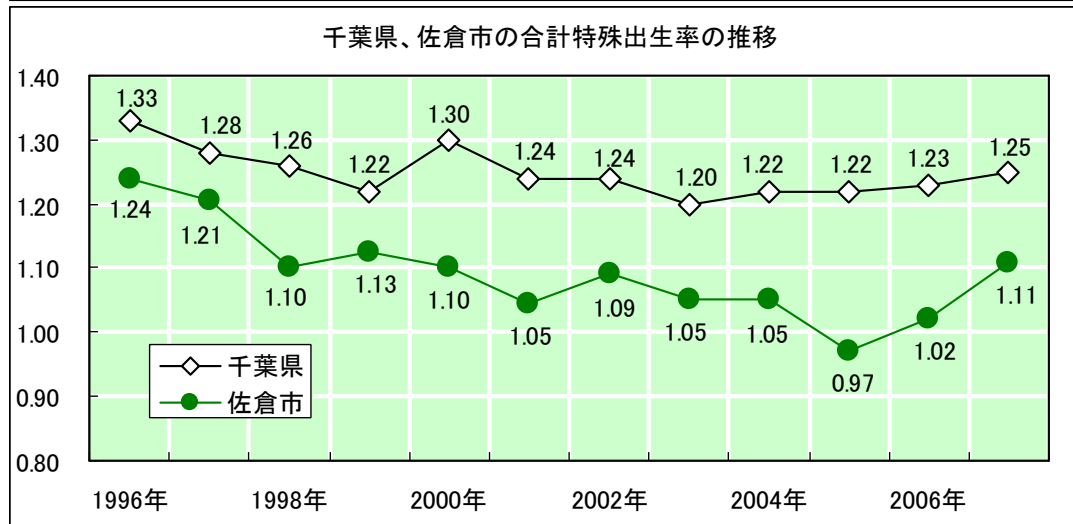


資料:佐倉市人口集計

④出生数・合計特殊出生率の推移

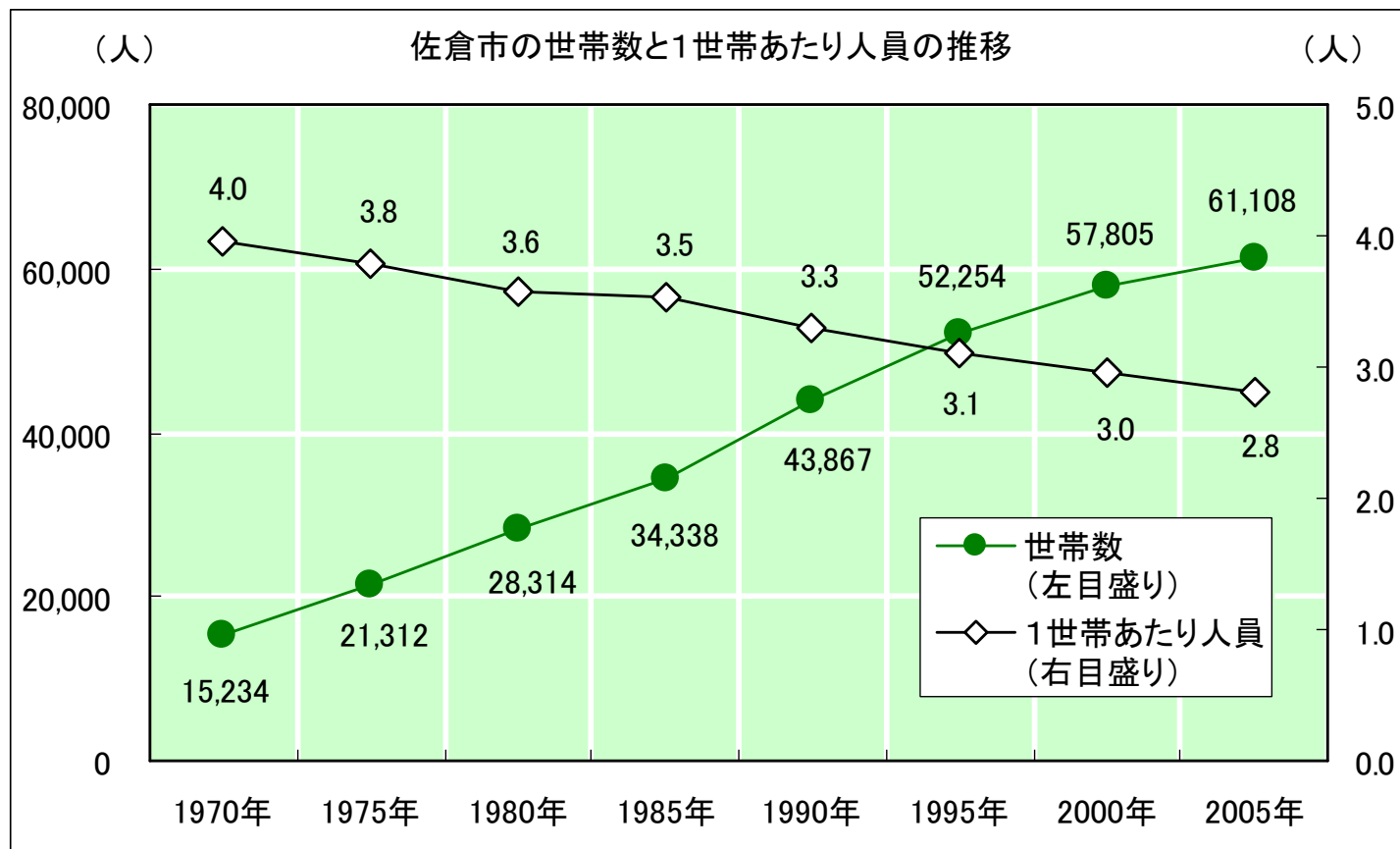


資料:千葉県衛生統計年報



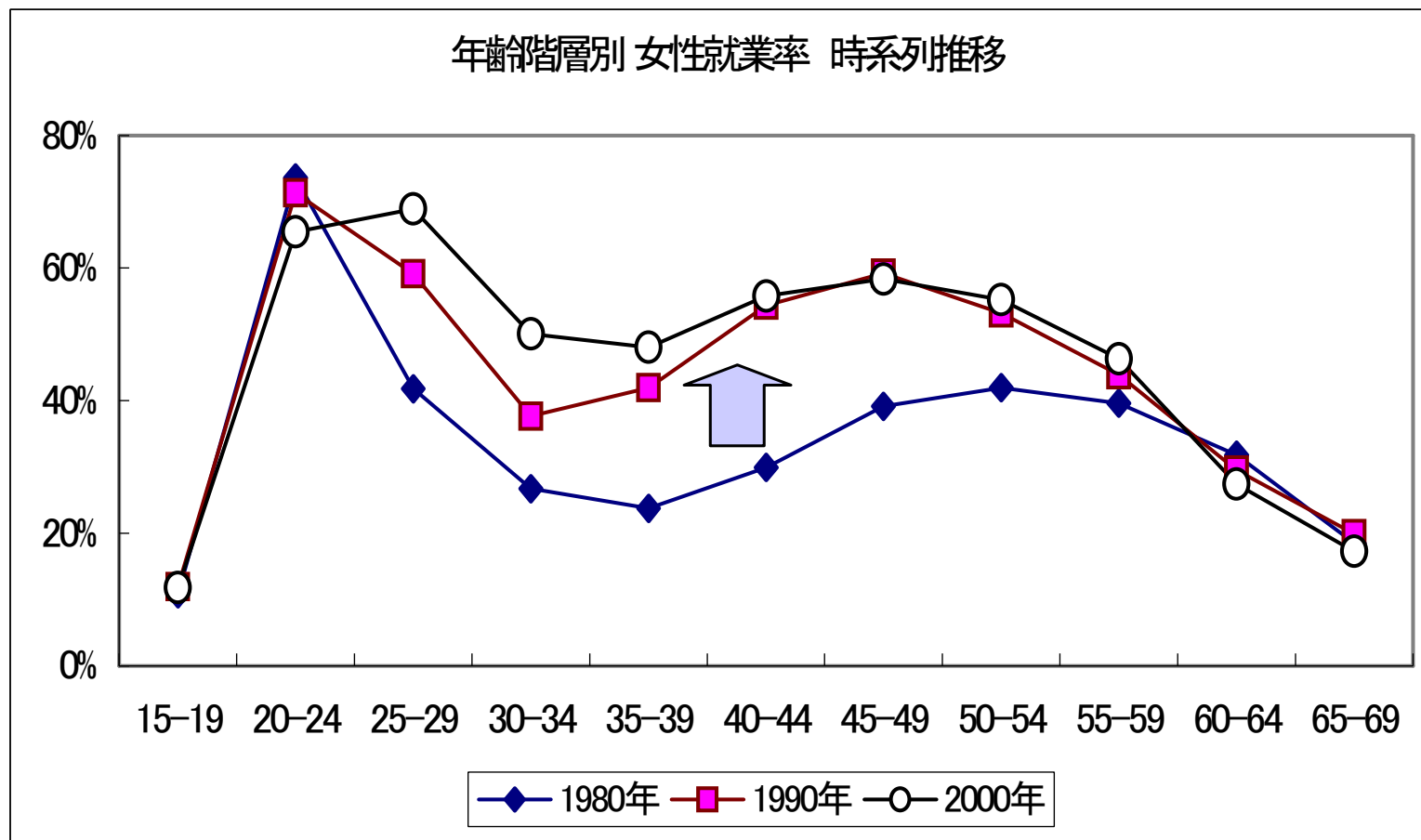
資料:千葉県衛生統計年報

⑤核家族化の進行



資料：国勢調査

⑥女性の就業率の状況



資料：国勢調査

3. 佐倉市の取り組み

○第4次 佐倉市総合計画

☆安心して子どもを産み育て、子育てしやすいまちにします

⇒保育サービス・学童保育の充実、経済的負担の軽減など

☆地域ぐるみで子育てができるやさしいまちにします

⇒地域における子育て協力体制の整備、子育て情報の提供と、相談・交流の場づくり

○佐倉市次世代育成支援行動計画（後期計画）

- ・次世代育成支援対策推進法で行動計画の策定が義務付け
- ・次代を担う世代を健やかに育てるための行動指針
- ・総合計画を実現する具体的な方策の一つとして位置づけ
- ・計画期間は平成22年度から26年度までの5年間
- ・数値目標を設定し推進

○具体的な取り組み

※児童福祉費の決算額の推移

年度	決算額	前年比
平成20年度	3,879,278千円	
平成21年度	4,144,110千円	6.8%増
平成22年度	6,031,971千円	45.6%増
平成23年度	6,614,048千円	9.6%増
平成24年度	6,235,296千円	5.7%減

市政マニフェストでは…

→「安心できる高齢化・少子化時代の福祉の充実」
を1番目に掲げ、子育て支援施策は最重要課題の
一つとして取り組んでいる。

《主な子育て支援施策》

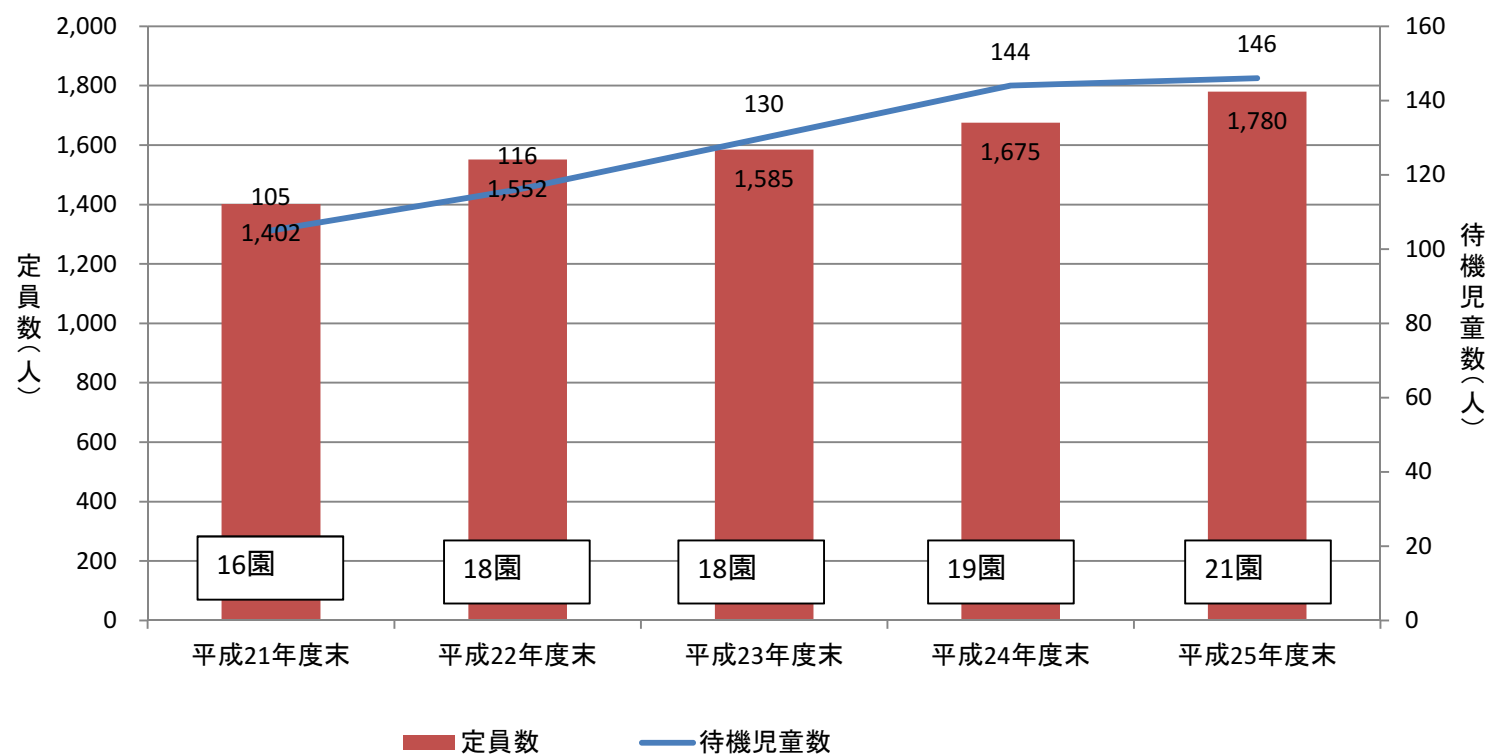
- ・保育園・学童保育所の整備・運営（定員数の増加）
- ・児童センター・老幼の館の運営
- ・子どもの遊び場の管理運営
- ・延長保育事業・一時預かり保育事業などの実施
- ・地域子育て支援拠点事業の実施
- ・「佐倉っ子・子育てナビ」の作成・配布
- ・子育てWebサイトの構築
- ・認可外保育施設利用者・運営助成事業の実施
- ・ファミリーサポートセンター事業の実施
- ・病児病後児保育事業の実施
- ・グループ型小規模保育事業の実施
- ・利用者支援事業（今年度中に実施予定）

など……

↑ これら子育て支援課の事業以外にも、市全体では多様な子育て支援施策を実施している。

これまでの取り組みの例:待機児童対策

認可保育園定員数と待機児童数の推移



対策

- ・公立保育園2園の建て替えに伴う定員増
- ・現有施設での定員見直し
- ・民間保育園の整備促進
- ・グループ型小規模保育の実施

(参考)
後期計画の
目標事業量
の進捗状況

事業名	事業内容		進捗状況 (平成 25 年度末)
	平成 22 年 3 月 31 日現在実績	目標事業量 (平成 22 年度～26 年度)	
通常保育事業 (認可保育園 定数)	保護者が労働又は疾病等により、家庭において当該児童を保育することができないと認めるときに、保護者に代わり保育園での保育を実施する事業		1,780 人 (平成 26 年度中に 2 園開園の見込みで 1,900 人となり目標達成)
	1,402 人	1,800 人	
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間(7:00～18:00)を超えて保育を行う事業		20 時まで 9 園 (平成 22 年度で達成)
	20 時まで (5 園)	延長保育の充実(20 時まで 6 園)	
休日保育事業	保護者が仕事などのため、日曜日や祝日に家庭で子どもの保育ができないときに保育園で預かる事業		0 人(0 か所) 早期に実施したいと考えているが、現時点で実施見込みはない。
	0 人	60 人(2 か所) (年末保育含む)	
病児・病後児 保育(乳幼児 健康支援一時 預かり事業)	病気などで乳幼児を保育園、病院等において一時的に預かる事業		9 人(3 か所) (平成 24 年度で達成)
	0 人	3 人(1 か所)	
放課後児童健 全育成事業	保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校低学年児童に対し、授業の終了後に児童館等において適切な遊びと生活の場を与える事業		未整備小学校区は平成 23 年度に解消。現在 30 か所(1,425 人)となっている。過密学童の解消、6 年生までの全施設での受入れには引き続き取り組んでいく。
	1,295 人 (28 か所)	- 学童保育所未整備小学校区(1 学区)の解消 - 過密学童保育所の解消 - 全施設 6 年生までの受入れ	
地域子育て支 援拠点事業	子育て不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援等地域の子育て家庭に対する育児支援を行う事業		15 か所 (平成 26 年 4 月に 1 か所開設)
	13 か所 (うち、ひろば型 2 か所、センター型 11 か所)	17 か所で実施 (うち、ひろば型 6 か所、センター型 11 か所)	* 国制度改正により平成 25 年度よりひろば型等の類型は無くなる。
一時預かり事 業	専業主婦等が育児疲れの場合や急病の場合などに保育園において一時的な保育を行う事業		7 か所(おおむね 80 人)
	60 人 (5 か所)	90 人(8 か所)	
ファミリーサ ポートセンタ ー事業	育児の援助をしたい人と援助を受けたい人を会員とする組織により、保育園までの送迎、保育園閉所後の一時的な預かり等、育児についての助け合いを行う事業		1 か所で実施 (平成 22 年度で達成)
	未実施	1 か所で実施	* プロポーザル方式で事業者を選定し委託

4. 今後の方向性

昨今の厳しい財政状況において、持続可能な財政運営を堅持する中で、現在の抱えている課題を解決させ、子育て環境をさらに充実させていく。



ひとりひとりの子どもが、平等に、その子らしさを認められ、いきいきのびのびと成長できることで、次代を担っていけるよう成長できる。